

第3次県男女共同参画基本計画(素案)に係るパブリック・コメント結果

重点目標1関係

	施策の方向等	意見概要	県の考え方等
1	<p>(2) 学校教育における男女共同参画の推進</p> <p>(4) 性の多様性についての理解促進</p>	<p>性的少数者や学校での校則問題なども深刻で、「フリースクール」で学習、行動を自分で決められることを広く伝えたいもの。いじめ問題など、学校だけでなくいろいろな方法があることを知らせることも大切。</p>	<p>今後とも、教職員の一層の理解促進に努め、児童生徒の心情と保護者の意向に十分配慮し、関係機関等とも連携し、チームとして支援を行うようにまいります。</p> <p>なお、いじめ問題の対応については、県いじめ防止基本方針に特に配慮が必要な児童生徒を明記し、性的少数者も含めて適切な支援を保護者と連携し行うこととしています。また、関係機関等との連携についても記載しており、各学校において家庭や地域、警察等の関係機関と連携したいじめ問題への対応をさらに推進していきます。</p>

重点目標1, 2関係

	施策の方向等	意見概要	県の考え方等
2	<p>(2) 学校教育における男女共同参画の推進</p> <p>(4) 長時間労働の是正等働き方改革の推進</p>	<p>仕事と家庭生活の両立は、子育てをする上でも、充実した健康で文化的な生活を営むうえでもとても大切なことである。そのためには男女ともに長時間労働が是正されることが基本。</p> <p>年次有給休暇や労働時間、36協定など学校教育で学んだうえで、就業することが必要。</p> <p>関係法令等を労働者になった時点で知り、活用できれば、管理者になっても意識啓発の先頭に立つことができるのではないかと。「希望する働き方」ではないが、長時間労働を回避するために、低福利・低収入の労働時間短縮の働き方を選ばざるを得なかった、ということがないようにできればと思う。</p>	<p>中学校の社会科(公民的分野)において、労働時間のことも含め、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義、労働基準法の精神及び労働関係調整法による労使調整と関連付けて考えさせる学習に取り組んでいます。</p> <p>また、高等学校では、家庭科において、男女が協力して家庭や地域の生活を創造するというところについて学習しているところであり、公民科において、近年の雇用や労働問題の動向をふまえ、国民の勤労権の確保などについて、国民福祉の向上の観点から学習しているところでもあります。</p> <p>第3次計画においては、国の「働き方改革」実行計画も踏まえ、引き続き、仕事と家庭生活の両立に向けて、取り組むこととしています。</p> <p>・労働関係法令の周知・啓発や各種制度の普及・啓発等については、県広報誌「労働かごしま」や労働セミナーにおいて、広く労働者、使用者及び一般県民の皆様にご報告しています。</p> <p>・就労に関する基礎知識や労働関係法令等をまとめた就職ハンドブック「キャッチワークナビ」を作成し、就職希望の生徒のほか、大学やハローワーク、各種就職面談会会場で配付するなど周知・啓発を図っています。</p> <p>今後とも仕事と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう周知・啓発に努めてまいります。</p>

重点目標2関係

	施策の方向等	意見概要	県の考え方等
3	放課後児童クラブ	<p>数値目標に新たに加えられて良かったと思う。娘は子どもを認可保育園に預けて、現在18時までフルタイムで働いている。2019年には小学校入学のため、もし児童クラブに入れない場合、仕事を辞めざるを得ない。児童クラブの待機児童数は速やかにゼロにしてほしい。</p>	<p>放課後児童クラブの待機児童については、平成29年5月1日現在で10市の432名確認されております。県としては、事業の実施主体である市町村の「子ども・子育て支援事業計画」に基づく放課後児童クラブ整備への支援を行い、待機児童の解消を進めることとしております。</p>

重点目標4関係

	施策の方向等	意見概要	県の考え方等
4	配偶者暴力防止計画	<p>「数値目標」から～特に改善してほしいところ ・「配偶者暴力防止計画(DV防止計画)」の策定市町村の割合</p>	<p>市町村における配偶者暴力防止計画の策定状況については、28年度で29市町村となっています。策定に当たっては、男女共同参画基本計画の改定年度と併せて策定を検討するよう助言を行ったり、男女共同参画行政担当者やDV担当課長等の研修会において策定方法等の周知を行うなど、取組促進に努めてまいります。</p>

重点目標6関係

	施策の方向等	意見概要	県の考え方等
5	男女共同参画地域推進員	<p>「数値目標」から～特に改善してほしいところ ・男女共同参画地域推進員が二人以上設置されている市町村の割合</p>	<p>第2次県男女共同参画基本計画において目標設定していた、男女共同参画地域推進員の設置については、29年度末までにほとんどの市町村で達成できる見込みです。3次計画においては、さらに地域における男女共同参画を推進する観点から、目標を「二人以上」となるよう新たに目標を設定したところです。 今後とも学習機会の提供や地域推進員どうしのネットワークづくりなど、男女共同参画地域推進員の活動支援等に努めてまいります。</p>

戦略的取組関係

	施策の方向等	意見概要	県の考え方等
6	あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組	<p>「日本の男女格差114位～政治分野進まない平等」とあった。女性議員17市町村ゼロとあり、鹿児島県の女性議員は少ない状態が続いている。これでは、待機児童問題などなかなか進展しない。『まずは各市町村に一人女性議員を！』の運動を。</p>	<p>政治をはじめあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画拡大が図られるよう、様々な機会を捉え女性の能力発揮の重要性について認識を深める啓発等を行うとともに、計画に女性議員の割合の推移を参考指標として掲載し、定期的にフォローアップするなど、機運醸成に向けた取組に努めてまいります。</p>